- Aさんは、自己申告制度のうち輸入者自己申告により、EPA税率(CPTPP)を 適用して、カナダから貨物(第口類)※を輸入しました。
- CPTPP締約国の原産品と認められるための、第□類の品目別原産地規則は 「CC」(類の変更)です。
- Aさんは輸出者から製造工程表及び材料表を受け取っており、材料表には貨 物と同じHS番号(第口類)の材料②が記載されていました。

貨物はカナダで、カナダ産の材料①②③から製造しています。



カナダの輸出者

<材料表>

- 材料① カナダ産(第〇類)
- 材料② カナダ産(第□類)
- ·材料③ カナダ産 (第◇類)







Aさん

※ HS番号(類)については第01類から第97類までの 2桁の数字となります。ここでは便宜的に第□類、第△ 類等と記載しています。

貨物の輸入後に、税関から事後確認を受けたAさんは・・・

あなたが輸入した貨物(第口類)の品目別原産地規則は、「CC」(類の変更)ですので、類の変更が起きていない第口類である材料②は、CPTPP締約国の原産材料※である必要があります。 ※累積、僅少の規定を満たさない場合





材料②がCPTPP締約国の原産材料であることを明らかにする 資料を出してください。

輸出者から受け取った製造工程表に、材料②も含め全ての材料がカナダ産だと 書いてありますが・・・?

「カナダ産」といっても様々な意味があり得ます(単に「カナダで調達」の意味かも)。 税関は、CPTPPに規定される完全生産品、原産材料のみから生産された産品または 品目別原産地規則を満たす産品のいずれかであることを確認することになります。

このため、材料②の詳細情報(製造工程や材料②の生産に使用された材料の一覧表等)を提出いただく必要があります。輸入貨物の材料の生産者・製造者まで遡って根拠資料の確認、提出が必要となる場合もあります。



Aさんが輸出者へ材料②(第□類)に関する資料を依頼したところ・・・

材料②はカナダで材料 α と材料 β から製造されていますよ。 材料②の製造者から材料表を入手したので送ります。







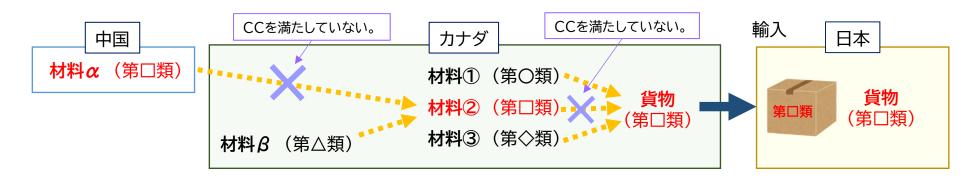
<材料②(第□類)の材料表>

- ・材料α 中国産(第□類)
- ·材料β カナダ産(第△類)



材料 α (第口類)は、CPTPP締約国ではない中国産ですね。

材料②は第口類の品目別原産地規則(CC:類の変更)を満たしていないので、原産材料 とは認められず、貨物は第口類の非原産材料を使用していることとなるため、原産品と は認められません。





材料②(第□類)の材料α(第□類)まで遡って、確認しておく必要があったんですか!



認識不足でした・・・貨物は原産品とは認められず、EPA税率は利用できないんですね。

EPA税率を適用して輸入する際には、必ず<u>品目別規則を確認し、貨物が</u>規則を満たしているかを確認しましょう。



- 事後確認時に提供された情報が、原産品であることを明らかにするには不十分である場合には、EPA税率の適用が否認されることがあるためご注意ください。
- また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

Point!!

原産品であることを明らかにするために必要な情報を輸入者自身が保有していますか? または、輸出者・生産者から入手できる体制はありますか?

今回は自己申告制度のうち輸入者自己申告を例として紹介しましたが、その他の制度(輸出者自己申告や第三者証明制度等)を利用する場合であっても、EPA税率を適用して輸入する際には、品目別規則を確認し、貨物が規則を満たしているかを確認しましょう。

また、原産材料であることを明らかにするためには、その 根拠となる資料が必要となることにも注意してください。

